

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度又は職場の健康保険と介護保険の両方で自己負担のある世帯の方で、令和4年8月～令和5年7月に支払った自己負担額を合計し、次の基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法 基準日(令和5年7月31日)に加入していた医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など)で
 ※本市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入で、支給の対象となる方には、お知らせを郵送します。

70歳以上の方 (65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む)		基準額
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得 690万円以上)	212万円
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	141万円
	Ⅰ (課税所得 145万円以上)	67万円
一般		56万円
市町村民税非課税	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円※

※介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、基準額の適用方法が異なります。

70歳未満の方		基準額
世帯員全員の合計所得額 ※所得：基礎控除後の「総所得金額等」	901万円超	212万円
	600万円超901万円以下	141万円
	210万円超600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
市町村民税非課税世帯		34万円

※対象期間中に転入した方や、ほかの医療保険から本市国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行した方は、お知らせが届かなくても支給される場合があります。なお、市で支給申請する前に以前加入していた医療保険での手続きが必要な場合があります。

問合せ先

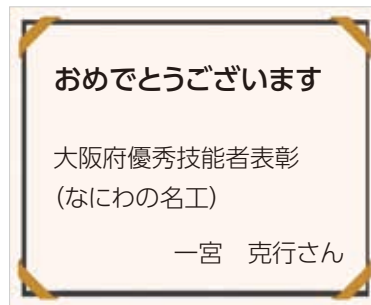
藤井寺市国民健康保険にご加入の方
 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

後期高齢者医療制度にご加入の方
 ・ 保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186
 ・ 大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎06・4790・2031

藤井寺市
LINE公式アカウント

忘れがちな「ごみ収集日」を
 プッシュ通知でお知らせするなど、
 便利な機能がたくさん！

▶ 友だち登録はこちらから！



保険・年金

国民年金保険料の納付は口座振替がお得です

国民年金保険料を口座振替の「前納」や「早割」制度を利用して納付すると、保険料が割引されます。年金事務所又は口座振替を希望する金融機関で申し込みできます。

口座振替による前納を希望する場合、2年度分、1年度分及び6か月分上期(4月～9月分)は2月末日までに、6か月分下期(10月～翌年3月分)は8月末日までに申し込みが必要です。クレジットカードでの納付もできます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 天王寺年金事務所
 ☎06・6772・7531

年金事務所で予約相談を実施

希望日の1か月前から前日まで電話で受け付けます。予約の際は、基礎年金番号が分かる年金手帳や年金証書などをご準備ください。

予約相談日時

- ・ 月曜日 9時～18時
- ・ 火～金曜日 9時～16時
- ・ 第2土曜日 10時～15時

※月曜日が祝日の場合、翌開所日は18時まで予約相談を実施

予約受付専用電話(ナビダイヤル)

☎0570・05・4890

※受付は月～金曜日(祝日除く)、8時30分～17時15分



定期上級救命講習

AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた心肺蘇生法、小児の心肺蘇生法、けがの応急手当などの講習会です。午前中(普通救命講習I)のみの受講も可能です。

日時 3月9日(土)
9時30分～17時30分

場所 柏原市立国分図書館
(柏原市田辺1-3-7)
※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

対象 市内在住・在学・在勤の方
定員 先着30人

申込方法 2月9日(金)9時～電話で
※当消防組合ホームページでWEB講習を受講し、受講証明書をお持ちの方は、1時間の講習時間短縮が可能です。

申込・問合せ先 消防課
☎958・9937

四天王寺大学キャンパスと連携ドクターヘリ・ランデブーポイントに指定

関西広域連合が運航する大阪府ドクターヘリの指定を受け、四天王寺大学の東グラウンドが臨時着陸場(ランデブーポイント)として新たに登録され、運用を開始します。これにより、柏原市羽曳野市藤井寺市の3市管内の臨時離着陸場は12か所となり、更なる大規模災害時の救護活動や医療の地域格差解消など市民の安全と救命率の向上が見込まれます。

問合せ先 警防課 ☎958・9931



マイナンバーカード 交付臨時窓口

日時 2月17日(土) 9時～12時
※カード交付業務のみ行います。
場所 マイナンバー総合窓口(市役所地下1階食堂横会議室)

交付に必要なもの 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。



問合せ先 市民課マイナンバー担当
☎939・1111(内線1220)

こちら羽曳野けいさつ署

☎952・1234



少年剣道・柔道練習生募集

日時 毎週月・水曜日
16時30分～19時
場所 羽曳野警察署4階剣道場・柔道場

対象 市内在住の小学生(新3年生から新5年生)

申込方法 月～金曜日の9時～17時の間に窓口で(先着順)

※事前に電話連絡をお願いします。

申込・問合せ先 羽曳野少年柔剣道推進会事務局(生活安全課少年係)
☎952・1234



各種情報

市への寄贈

- ・地域貢献活動のために
絵本「鏡の中のぼく」 9冊
栗田 晶子さん(藤ヶ丘)



戸籍制度が利用しやすくなります

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が施行され、以下のことができるようになります。

①戸籍証明書等の広域交付
本籍地以外の市区町村の窓口でも、次の証明書を請求できるようになります(支所では利用できません)。

請求できる証明書 コンピュータ化された戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本

※コンピュータ化されていない戸籍は除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

請求できる方 ご本人、配偶者、父母・祖父母などの直系尊属、子・孫などの直系卑属

※直接市区町村の戸籍担当窓口に来庁し、請求する必要があります。

※郵送や代理人及び第三者(専門職による職務上請求も含む)による請求はできません。

請求に必要なもの 運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書

②戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

本籍地ではない市区町村の窓口で婚姻届等の戸籍の届出を行う場合でも、戸籍の証明書等の添付が原則不要となります(※戸籍がコンピュータ化されていない場合を除く)。

問合せ先 市民課窓口・戸籍担当(1階①番窓口) ☎939・1049

2月は生活排水対策推進月間

大和川の水の汚れの原因は、約7割がトイレや台所、風呂、洗濯などの生活排水によるものです。生活排水の影響は、河川流量が減少する冬に大きくなります。

汁物の残りや油は流しに流さない、食器の汚れはまず拭き取る、洗剤類は適量を使うなど、一人ひとりが毎日の生活の中で心がけましょう。



問合せ先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階@番窓口)
☎939・1074

浄化槽の適切な維持管理を

大阪府では、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、各家庭からの生活排水の適正処理を進めています。

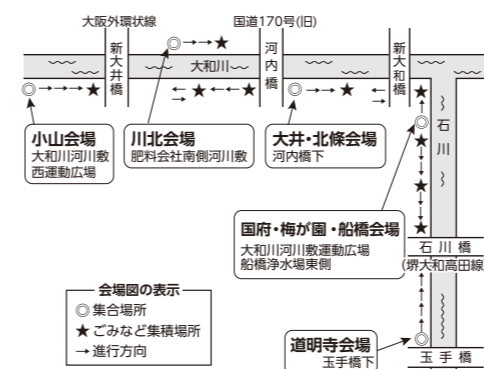
浄化槽をご使用の方は、保守点検と清掃にあわせて、知事指定検査機関【(一社)大阪府環境水質指導協会 ☎072・257・3531】が実施する、浄化槽法に基づく定期検査を年1回、受ける必要があります。

問合せ先 藤井寺保健所生活衛生室衛生課 ☎952・6165

身近な川をもっと美しく 大和川・石川クリーン作戦

今年も、約1万人が参加する府内最大の一斉清掃を行います。一人でも多くの方の参加をお願いします。

日時 3月3日(日) 10時～11時 場所 大和川・石川河川敷 5会場
※雨天中止(小雨決行)。中止の場合は当日8時までに市ホームページでお知らせします。



問合せ先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階@番窓口) ☎939・1074

環境・安全

「大阪防災アプリ」がリリース

大阪府内の市町村の気象注意報や警報、地震・津波・台風に加え、熱中症や線状降水帯など、さまざまな防災情報を見ることができるアプリがリリースされました。アプリではスマートフォンのGPSを利用し、現在地の防災情報などをプッシュ通知で受け取ることもできます。

問合せ先 危機管理室災害対策担当(4階@番窓口)
☎939・1190



Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。

日時 2月9日(金) 11時～
※気象状況などによって中止になる場合があります。

※2月は、毎月第4水曜日14時からの定期試験放送は行いません。

問合せ先 危機管理室災害対策担当(4階@番窓口) ☎939・1190

福祉

障害者手帳などをお持ちの方へ 手当の申請ができます

【特別障害者手当】
支給額 月2万7,980円

対象 次の障害のうち、2つ以上が重複している、またそれらと同程度と認められる在宅の20歳以上の方(本人・家族の所得制限あり)

【身体障害者手帳1・2級程度(各部位別)、常時安静の内部機能障害、最重度の知的障害又は精神障害】

※施設に入所している方や病院に3か月を超えて入院している方は該当しません。受給中の方が、施設に入所したり、3か月を超えて入院したりする場合は手続きが必要です。必ずご連絡ください。

【障害児福祉手当】
支給額 月1万5,220円

対象 身体障害者手帳1・2級程度(各部位別)、常時安静の内部機能障害、最重度の知的障害又は精神障害、またそれらと同程度と認められる在宅の20歳未満の方(本人・家族の所得制限あり)

※施設に入所している方は該当しません。受給中の方が、施設に入所する場合は手続きが必要です。必ずご連絡ください。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 福祉総務課障害者福祉担当(1階@番窓口) ☎939・1106

税

納付忘れはありませんか

軽自動車税(種別割)、市・府民税、固定資産税・都市計画税を、納付していない方は至急納付してください。納付できない事情がある方はご相談ください。

問合せ先 税務課納税担当(2階@番窓口) ☎939・1066